第５１回　大阪府医療審議会　議事概要

資料５－５

１　開催日時：平成３０年１１月２日（金）午後２時から午後３時２０分

２　開催場所：大阪赤十字会館　３階　３０２・３０３会議室

３　出席者委員：2５名

池下委員、乾委員、上野委員、梅田委員、太田委員、大橋委員、加納委員、金谷委員、河﨑委員、川隅委員、北村委員、黒田委員、小村委員、佐々木委員、茂松委員、多賀委員、高井委員、高橋委員、塚田委員、中尾委員、深田委員、藤垣委員、前久保委員、松本委員、山本委員（五十音順）

４　議　事

　（１）議題

　　第1号議案　会長及び会長代行の選出について

　　　　医療法施行令第5条の１８第2項及び同第4項の規定に基づき、委員の互選により、会長には大阪府医師会会長の茂松委員、会長代行には大阪府医師会副会長の中尾委員を選出。

　　第２号から第５号議案　各部会の委員の指名について

　　　　医療法施行令第5条の２１第2項に基づき、茂松会長が各部会委員を指名し、各委員がこれを承諾。

　　第６号議案　都道府県単位の地域医療構想調整会議について

都道府県単位の地域医療構想調整会議について、大阪府医療審議会をもって運用することとし、あわせて各構想区域の地域医療構想調整会議の議長を医療法施行令第５条の19の「専門委員」に任命することについて承認。

　　第７号議案　近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（案）に

ついて

標記計画（案）について、堺市保健医療協議会での附帯決議に加え委員

から意見のあった精神疾患医療及び救急災害センター補助金について、

答申案に盛り込むこととした上で賛成とし、文案については会長一任す

ることで了承。

〔答申について〕

　　平成30年11月７日付け大阪府知事あての答申は次のとおり。

　　・本再編計画（案）については賛成する。

　　・近畿大学医学部附属病院の跡地における医療機能（病床数等）の検討に　　際しては、南河内二次医療圏のみならず、堺市二次医療圏における地域医療構想や医療計画との整合性を踏まえること。特に大阪狭山市における今後の地域医療体制の確保に努めること。

　　・近畿大学医学部附属病院の再編に際しては、広域での救急搬送のデータ　収集や分析を行い、病院前医療体制の検証や質と安全の保障に努めること。

・現附属病院に精神病床10床を特例措置により設置した経緯を踏まえ、再編後においても精神疾患医療が後退しないように努めること。

・救急災害センターの整備に係る補助金等について、再編によりその交付　の目的を果たせなくなる場合は、返納等適切な処理を行うこと。

＜主な意見等＞

（委員）精神病床は基準病床数を超えているなか、精神・身体合併症への対応等のため、特例として、近畿大学医学部附属病院に精神病床を10床設けることが認められた経過がある。移転後に、精神病床が設けられることはないのか。

　（府）近畿大学医学部附属病院の精神病床１０床については、当時、南河内二次医療圏内において合併症患者を受け入れる精神病床が少なかったことなどから、特例により、厚生労働省から、南河内医療圏において必要と認められたもの。

再編後は、特例は活用せず、近隣の精神科医療機関と連携し、一般病床の枠のなかで対応する旨、近畿大学から聞いている。

　（委員）近畿大学医学部附属病院の救急災害センターは、補助金を活用して整備されたものであるが、移転により、補助金は返還されるのか。また、堺市医療圏には、近畿大学移転により、2つの救命救急センターが設置されることになるが、指定について府の考えを問う。

　　（府）救急災害センターについて、補助金交付の目的外使用となれば返還

が必要であり、跡地の施設をどのようにされるか注視していく。

また、三次救急の指定については、データを用いた検証結果を考慮して、検討していく。

　（委員）南河内医療圏の災害救急の機能が低下することが懸念されるため、跡地利用についても十分検討されたい。

　　（府）跡地利用についても、近畿大学・大阪狭山市・大阪府の三者でしっかりと検討していく。

（２）報告事項

　以下の2件について、資料に沿って事務局から報告

1. 医療法人部会の決議の結果について
2. 2018年度「地域医療構想」の進め方について

　　＜主な意見等＞

　　　・地域医療構想の推進において、病床の４つの機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の区分は、厚生労働省が設けたものであるが、１つの機能での治療が済めば終わりというものではなく、切れ目なく最後まで安心して医療を受けられる体制を整えるべき。